

議員提出議案第2号

岩倉市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

地方自治法第112条及び岩倉市議会会議規則第13条の規定に基づき、上記の議案を別紙のとおり提出します。

令和7年9月30日

岩倉市議会議長 須藤 智子 様

提出者	岩倉市議会議員	片岡 健一郎
賛成者	岩倉市議会議員	梅村 均
	岩倉市議会議員	関戸 郁文
	岩倉市議会議員	井上 真砂美
	岩倉市議会議員	伊藤 隆信
	岩倉市議会議員	鬼頭 博和
	岩倉市議会議員	大野 慎治
	岩倉市議会議員	堀江 玉恵
	岩倉市議会議員	日比野 走

岩倉市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成6年岩倉市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第7条中「316, 250円」を「209, 870円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

